

鳥取市の介護予防・日常生活支援総合事業について

平成27年度の介護保険制度改正により、総合事業（介護予防・日常生活支援総合事業）が創設され、本市は平成29年4月から開始します。これにより、高齢者の社会参加を促進し、要支援・要介護に至らない元気な高齢者を増やすとともに、地域の支え合いの体制づくりを一層加速させます。

総合事業の5つの特徴

① 多様な主体による多様なサービスを展開していきます

介護事業所による既存のサービスに加え、高齢者はもとより幅広い世代の市民、NPO、民間企業、ボランティアなどの地域の皆様を支援し、高齢者に対するサービスを充実していきます。

② 社会参加の視点を取り入れた介護予防を推進します

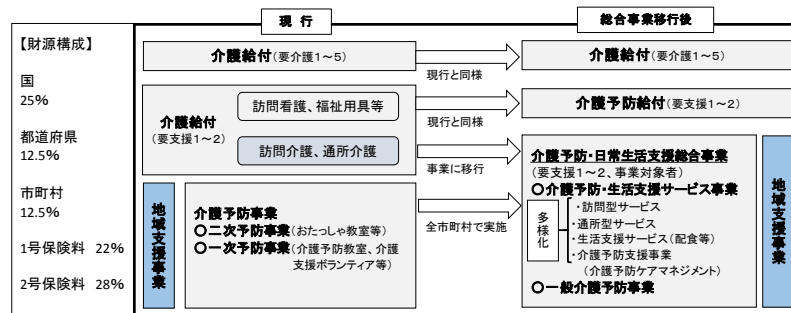
「心身機能」だけでなく、高齢者の「社会的な活動への参加」の視点を介護予防に取り入れることで、高齢者が地域や社会の中での役割を持ちながら、いきいきとした生活を継続することを目指します。

③ 総合事業は「介護予防・生活支援サービス事業」と「一般介護予防事業」で構成されます

事業の種類	対象者
介護予防・生活支援サービス事業	要支援1・2の認定を受けた人、基本チェックリストで事業対象者と判断された人
一般介護予防事業	第1号被保険者（65歳以上の人）

④ 介護予防訪問介護と介護予防通所介護が総合事業に移行します

予防給付（要支援1・2の認定を受けた人に対するサービス）のうち介護予防訪問介護（ホームヘルプサービス）と介護予防通所介護（デイサービス）が、総合事業に移行します。これまでどおりの国基準相当のサービスのほかに、本市独自の緩和した基準（人員配置や利用料など）による訪問型サービス、通所型サービスの提供についても検討を進めます。



⑤ サービス利用の手続きの一部を簡素化します

現在、介護予防訪問介護、介護予防通所介護のみを利用している方が、平成29年4月以降、引き続き訪問型サービス・通所型サービスの利用を希望する場合、または新たに同サービスのみの利用を希望する方については、従来の要支援認定を受けてサービス利用する手続きに加え、新たに基本チェックリストを用いた簡易な判定方式により、迅速にサービス利用する手続きを設けます。

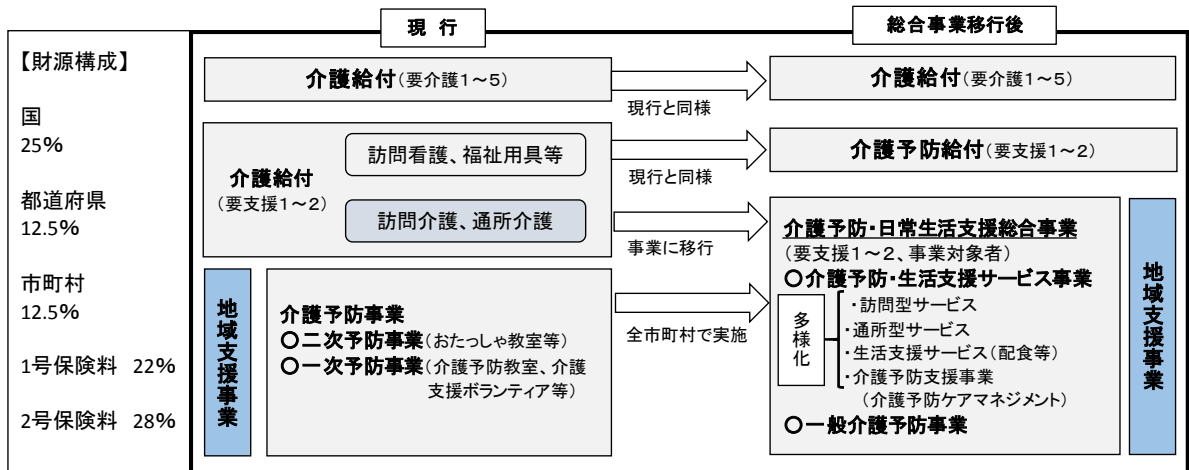
詳細は「鳥取市介護予防・日常生活支援総合事業（案）」を参照

鳥取市介護予防・日常生活支援総合事業（案）

1 制度改正の趣旨

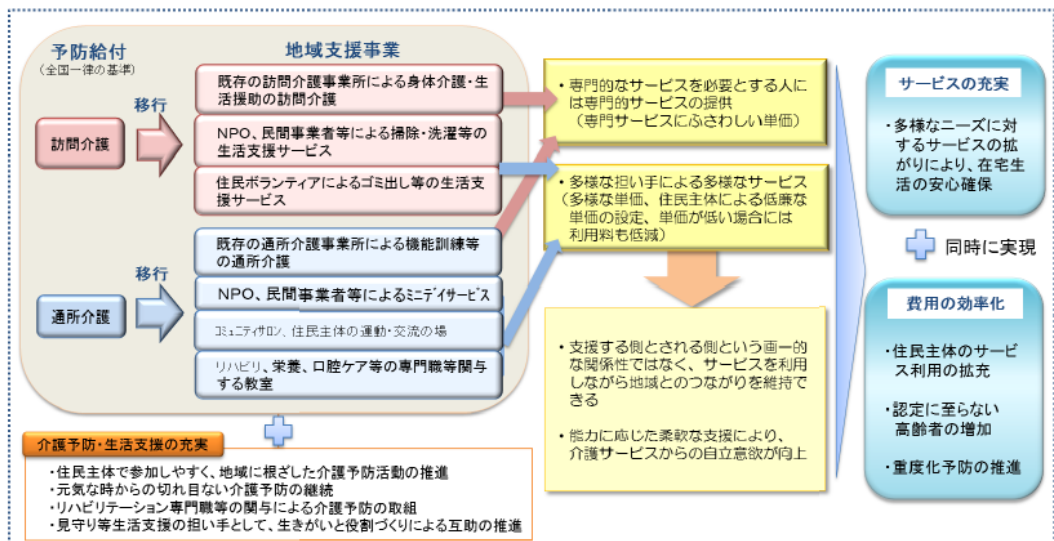
予防給付のうち訪問介護・通所介護について、市町村が地域の実情に応じた取組ができる介護保険制度の地域支援事業「介護予防・日常生活支援総合事業」に移行します。

既存の介護事業所による既存のサービスに加えて、地域住民の相互の支え合いやボランティア、NPO、民間企業など地域の多様な主体の参画を推進して高齢者を支援します。



2 目的

総合事業は、市町村が中心となって、地域の実情に応じて、住民等の多様な主体が参画し、多様なサービスを充実することにより、地域の支え合いの体制づくりを推進し、要支援者等に対する効果的かつ効率的な支援等を可能とすることを目的としています。



3 市の考え方

団塊の世代が後期高齢者となる 2025 年（平成 37 年）に向けて、要介護者等の増加が予想されるなか、介護が必要になっても住み慣れた地域で暮らしを続けることができるようにするため、地域の実情に合わせた地域包括ケアシステムを構築することが求められています。

鳥取市では、次の基本的な考え方のもと、総合事業を実施していきます。

- 高齢者の社会参加の推進を通じて、要支援・要介護状態になることをできる限り予防するよう支援します。
- 高齢者が住み慣れた地域の中で、人と人とのつながりのもと、生き生きと暮らし続けることができる、多様な主体等の参画による多様で柔軟な生活支援が受けられる地域づくりを進めます。

鳥取市の総合事業実施の基本的考え方

- 高齢者の社会参加の推進と要介護状態等の予防
- 多様で柔軟な生活支援のある地域づくり

4 総合事業の構成、サービス内容等

総合事業は、要支援者または事業対象者に対して必要な支援を行う「介護予防・生活支援サービス事業」（介護保険法に基づく第 1 号事業）と、全ての第 1 号被保険者等が対象になる「一般介護予防事業」から構成されます。

鳥取市は平成 29 年 4 月 1 日から次の 2 つの事業を実施します。

① 介護予防・生活支援サービス事業

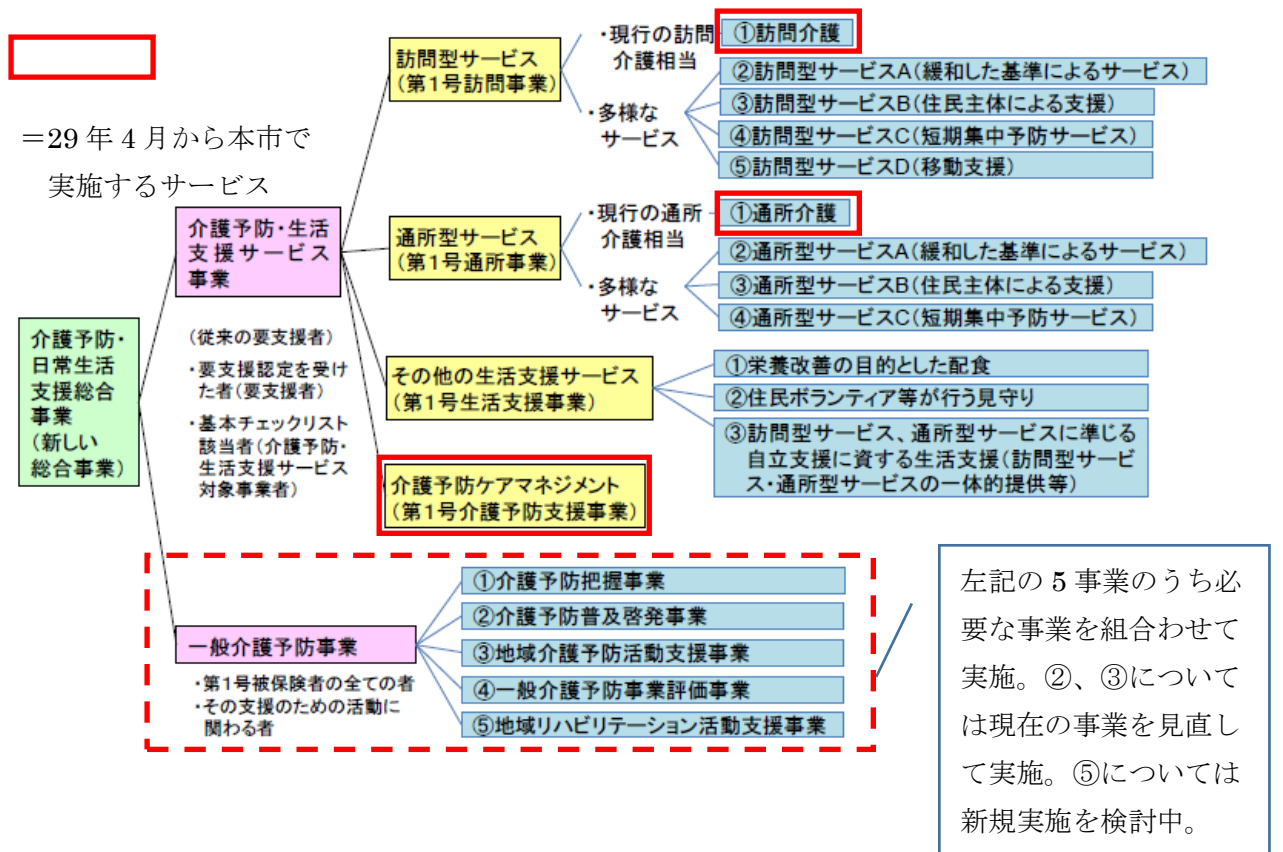
（対象者）要支援認定を受けた者または基本チェックリストで事業対象者に該当した者

（実施事業）・ 現行の訪問介護相当サービス
・ 現行の通所介護相当サービス
・ 介護予防ケアマネジメント

② 一般介護予防事業

（対象者）65 歳以上の第 1 号被保険者等

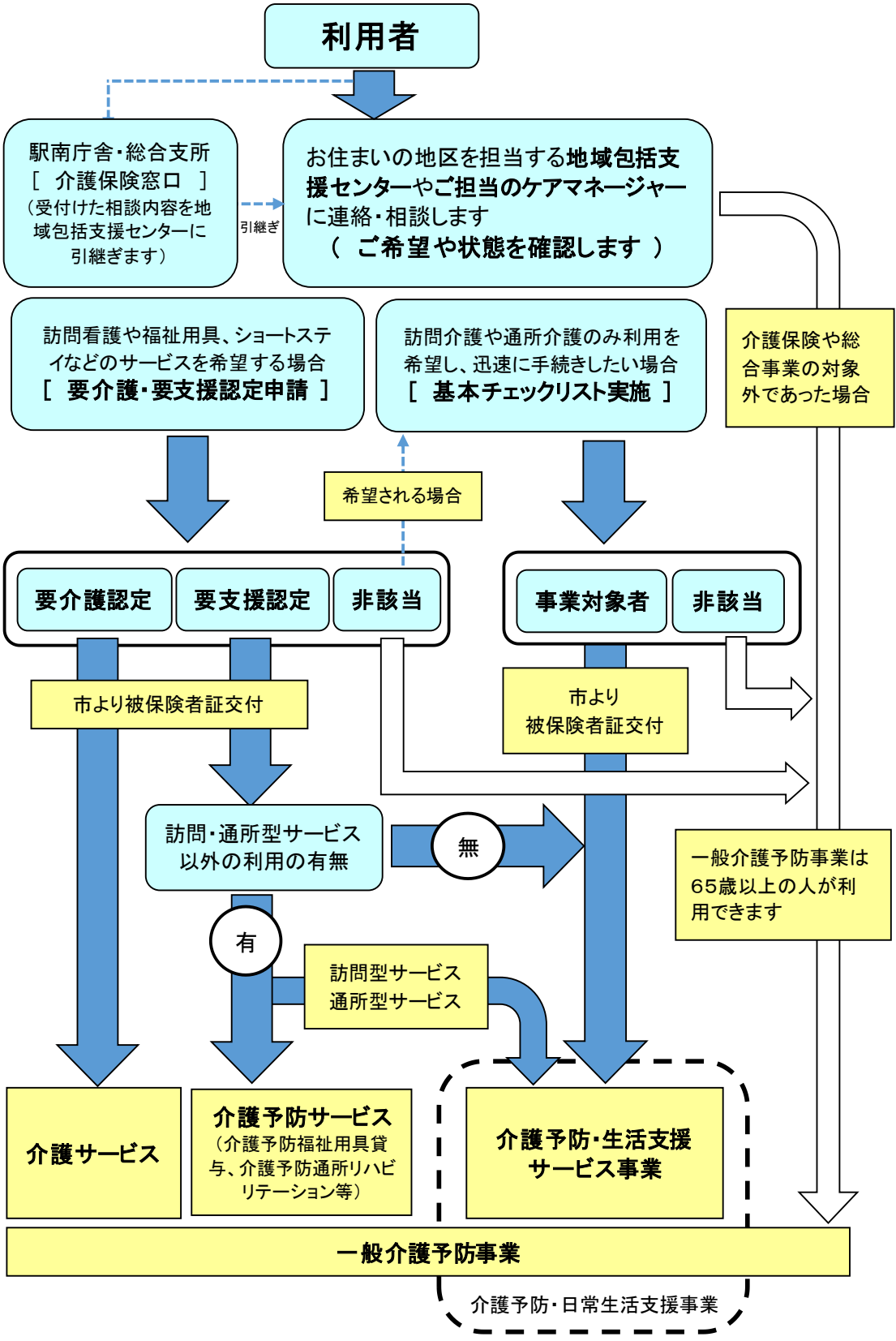
（実施事業）・ 介護予防普及啓発事業（おたっしや教室等）
・ 地域介護予防活動支援事業（介護予防教室・介護支援ボランティア等）
・ 地域リハビリテーション活動支援事業（検討中）



5 利用手続

- ① 総合事業の利用の相談・手続き支援については、現在の介護・介護予防サービスを利用する場合と同様に、今後とも地域包括支援センター等の介護支援専門員等の専門職員が行います。
- ② 総合事業のみ利用する(予防給付の利用がない)ケースについては、従来の介護保険の認定申請に加えて、新たに運動機能や認知機能の低下などに関する25の質問事項で本人の状態を確認する「基本チェックリスト」により迅速にサービス利用を開始することもできます。

総合事業実施後（H29.4.1～）の利用手続



6 単価

- 介護予防訪問介護・介護予防通所介護では、月額包括報酬（定額制）とされていましたが、鳥取市訪問介護相当サービス（従来の介護予防訪問介護相当）及び鳥取市通所介護相当サービス（従来の介護予防通所介護相当）においては、「サービス利用実績に応じた報酬設定」及び「現在創設に向けて検討している訪問型サービスA（緩和した基準によるサービス）又はB（住民主体による支援）との併用」の観点から、原則として、1回当たりの単価設定による報酬を用いることとします。
- 加算・減算については、現行の介護予防訪問介護・介護予防通所介護と同様です。

（1）鳥取市訪問介護相当サービスの基本報酬

回数等により報酬単価を整理するとともに、介護予防ケアマネジメントにおけるサービス利用実態を踏まえ、20分未満の短時間サービスの単位を追加します。

サービス	現在の介護予防訪問介護	鳥取市訪問介護相当サービス
単価	<ul style="list-style-type: none"> ○ 月額包括報酬 □要支援1・2 週1回程度 1, 168単位/月 □要支援1・2 週2回程度 2, 335単位/月 □要支援2 週3回以上 3, 704単位/月 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 1回当たりの報酬単価を設定 □要支援1・2、事業対象者 週1回程度 266単位/回 月4回超えの場合 1, 168単位/月 □要支援1・2、事業対象者 週2回程度 270単位/回 月8回超えの場合 2, 335単位/月 □要支援2 週3回以上 285単位/回 月12回超えの場合 3, 704単位/月 □要支援1・2、事業対象者 20分未満（月22回まで） 165単位/回

（2）鳥取市通所介護相当サービスの基本報酬

回数等により報酬単価を整理するとともに、介護予防ケアマネジメントにおけるサービス利用実態を踏まえ、要支援2（週1回程度）の区分を追加します。

サービス	現在の介護予防通所介護	鳥取市通所介護相当サービス
単価	<input type="radio"/> 月額包括報酬 <input type="checkbox"/> 要支援1 1,647単位/月 <input type="checkbox"/> 要支援2 3,377単位/月	<input type="radio"/> 1回当たりの報酬単価を設定 <input type="checkbox"/> 要支援1・事業対象者（週1回程度） <div style="text-align: right;">378単位/回</div> 月4回超えの場合 1,647単位/月 <input type="checkbox"/> 要支援2（週1回程度） <div style="text-align: right;">378単位/回</div> 月4回超えの場合 1,647単位/月 <input type="checkbox"/> 要支援2（週2回程度） <div style="text-align: right;">389単位/回</div> 月8回超えの場合 3,377単位/月

7 利用者負担

介護給付の利用者負担割合（原則1割、一定以上所得者は2割）と同じとします。

また、給付における利用者負担額の軽減制度に相当する高額介護（介護予防）サービス費相当事業等を実施します。

8 利用者負担の限度額

指定事業者のサービスを利用する場合にのみ、給付管理を行います。

要支援認定を受けた方が総合事業を利用する場合には、現在適用されている予防給付の利用限度額の範囲内で、給付と総合事業を一体的に給付管理します。

基本チェックリストにより事業対象者と判断された方については、予防給付の要支援1の利用限度額と同じです。

- 要支援1・事業対象者 : 5,003単位
- 要支援2 : 10,473単位